

# 日本精鉱株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、日本精鉱株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉱業、土石採取業
2. 製鍊業、金属加工業
3. 工業薬品、その他の化学工業品製造業
4. 窯業
5. 製鍊業用および化学工業用機械装置製造業
6. 農産物の製造（加工、販売、生産、栽培）および林業・園芸業
7. 土木建設業
8. 産業廃棄物および一般廃棄物処理業
9. 觀光事業
10. 不動産の売買、賃貸ならびに管理
11. 前各号に付帯関連する一切の事業および第1号から第6号に関連する原材料、製品の売買および輸出入業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1千万株とする。

- (自己株式の取得)
- 第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。
- (単元株式数)
- 第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。
- (単元未満株主の権利制限)
- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利  
(3)募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (株主名簿管理人)
- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- (株式取扱規則)
- 第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- (基準日)
- 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株主総会

#### (招集の時期)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### (招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書類を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(株式の大量買付け行為に関する対応方針)

- 第18条 当会社は、取締役会の決議により、当会社の株式の大量買付け行為に関する対応方針（以下「対応方針」という。）を導入若しくは変更することができる。取締役会が対応方針を決議したときは、その後初めて開催される株主総会において承認決議を得なければならない。また、株主総会の承認を得た後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において対応方針の存続について承認を得なければならず、以後も同様とする。
- 2 当会社は、対応方針の有効期間満了前であっても、株主総会若しくは取締役会のいずれかの決議によって対応方針を廃止することができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

- 第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役3名以内を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

- 第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

- 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

- 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役および監査役会の設置)

- 第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  
3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。  
4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第45条 当会社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454 条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1935年 5月22日	発起人作成
1935年11月15日	臨時株主総会に於て変更
1936年 2月15日	"
1936年12月18日	定時株主総会に於て変更
1937年 6月26日	"
1939年 6月13日	"
1940年 6月25日	"
1940年 8月28日	臨時株主総会に於て変更
1943年12月20日	定時株主総会に於て変更
1946年12月24日	"
1949年 2月 5日	臨時株主総会に於て変更
1949年 5月28日	定時株主総会に於て変更
1949年 9月 5日	臨時株主総会に於て変更
1949年11月26日	定時株主総会に於て変更
1950年 1月21日	臨時株主総会に於て変更
1950年 9月26日	"
1951年11月30日	定時株主総会に於て変更
1956年11月30日	"
1957年10月22日	臨時株主総会に於て変更
1964年11月30日	定時株主総会に於て変更

1965年	5月31日	//
1967年	5月30日	//
1974年	11月30日	//
1982年	6月29日	//
1989年	6月29日	//
1991年	6月27日	//
1994年	6月29日	//
1998年	6月26日	//
2002年	6月27日	//
2003年	6月27日	//
2004年	6月29日	//
2006年	6月29日	//
2007年	6月28日	//
2009年	6月26日	//
2017年	6月29日	//
2017年10月	1日	//
2022年	6月29日	//

# 定 款

日本精鉱株式会社